

呉市水道局工事等指名停止要綱

財務課

1 趣旨

この要綱は、呉市水道局契約規程（昭和39年呉市水道局規程第12号。以下「契約規程」という。）第24条第2項において準用する第3条第5項の規定による指名停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指名停止

(1) 呉市水道局工事請負業者選定に関する規程（昭和63年呉市水道局規程第8号。以下「規程」という。）第3条に規定する指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、指名競争入札の入札人となるため、資格の認定を受けて、契約規程第24条第2項において準用する第3条第3項に規定する入札参加有資格者名簿に登載されている者（以下「有資格業者」という。）が、別表の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

(2) 前号の規定により、指名停止を行ったときは、工事（測量並びに工事に関する設計及び調査その他建設コンサルタント業務を含む。以下同じ。）又は物件の購入等（製造、修繕等の請負を含む。）（以下「工事等」という。）の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を選定してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に選定し、又は指名しているときは、取り消すものとする。

3 下請負人及び共同企業体に関する指名停止

(1) 委員会は、前項第1号の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(2) 委員会は、前項第1号の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(3) 委員会は、前項第1号又は前2号の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 有資格業者の指名停止に該当する報告

工事等を主管する課の長（以下「主管課長」という。）は、有資格業者が別表各

号のいずれかに該当すると認めるときは指名停止に該当する有資格業者発生報告書（様式第1号）により，第6項第5号又は第6号に該当すると認めるときは指名停止期間変更（解除）事由報告書（様式第2号）により，それぞれ遅滞なくその所属する部の長を経て，呉市水道企業管理者（以下「管理者」という。）（財務課経由）に報告するものとする。

5 指名停止の処理の決定

管理者は，前項の規定による報告その他によって有資格業者の指名停止事由，指名停止期間の変更事由又は指名停止の解除事由を知った場合には，委員会を開催するものとする。ただし，別表第19号に掲げる措置要件に基づく指名停止については，委員会を経ないで，指名停止を行うことができるものとする。この場合においては，次の委員会に報告しなければならない。

6 指名停止の期間の特例

(1) 有資格業者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは，当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって，それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(2) 有資格業者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は，別表各号の定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは，1.5倍）の期間とする。

ア 別表各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に，別表各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

イ 別表第2号，第3号，第11号又は第14号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間に，それぞれ同表第2号，第3号，第11号又は第14号に掲げる措置要件に該当することとなったとき（アに掲げる場合を除く。）。)

(3) 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため，別表各号及び前2号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは，指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(4) 有資格業者について，極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため，別表各号及び第1号の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは，指名停止の期間を当該長期の2倍（ただし，最大36月以内）まで延長することができる。

(5) 指名停止の期間中の有資格業者については，情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは，別表各号及び前各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(6) 指名停止の期間中の有資格業者が，当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは，当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

7 指名停止，変更又は解除の通知

(1) 管理者は，第2項若しくは第3項の規定により指名停止を行い，前項第5号の規定により指名停止の期間を変更し，又は同項第6号の規定により指名停止を解除したときは，当該有資格業者に対して次の表に掲げる区分に応じ，同表に掲げる通知書により，遅滞なく通知するものとする。

区 分	有 資 格 業 者
指名停止を行った場合	工事等指名停止通知書 (様式第3号)
指名停止の期間を変更した場合	工事等指名停止変更通知書 (様式第4号)
指名停止を解除した場合	工事等指名停止解除通知書 (様式第5号)

(2) 管理者は，当該有資格業者に対し前号の規定による指名停止の通知をする場合において，当該指名停止の事由が呉市水道局関係工事等（以下「局関係工事等」という。）に関するものであるときは，必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

8 随意契約及び下請負の制限

主管課長は，指名停止の期間中の有資格業者については，随意契約の相手方として選定し，局関係工事等を下請し，又は受託することを承認してはならない。ただし，次の要件のいずれかに該当し，かつ，やむを得ない事由があり，あらかじめ委員会の承認を得たときは選定し，又は承認することができる。

- (1) 工事等が特許の施行方法を採用する場合で，その特許権を有する業者を選定しようとするとき。
- (2) 工事等が特別の技術を要する場合で，他に相応する施行業者がないとき。
- (3) 工事等が現在施行中のものに関連しているとき。

9 指名停止に至らない事由に関する措置

管理者は，指名停止を行わない場合において，必要があると認めるときは，当該有資格業者に対し，書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うものとする。

10 公表

- (1) 管理者は，指名停止を行ったときは，当該指名停止に係る有資格業者の商号又は名称，期間及び理由を公表するものとする。指名停止の期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも同様とする。
- (2) 前号の規定による公表は，呉市水道局財務課における簿冊の閲覧及び呉市水道局ホームページへの掲載により行うものとする。

1 1 その他

この要綱に定めのない事項又はこの要綱について疑義が生じた場合は，その都度委員会の意見を聴いて，別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は，平成14年12月2日から実施する。
- 2 呉市水道局指名停止等要綱（昭和63年6月1日制定）は，廃止する。
- 3 この要綱の実施前に発生した事案に係る指名停止については，なお従前の例による。

付 則

この要綱は，平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は，平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は，平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は，平成22年4月1日から実施する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>(故意による粗雑工事) (1) 契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(入札妨害) (2) 次のいずれかに該当することとなったとき。 ア 有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)、有資格業者である法人の役員若しくはその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)又は有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。)が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ アの場合にあって、呉市水道局(以下「局」という。)と締結した契約に係る工事等(以下「局発注工事等」という。)に関するとき。 ウ 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害したと認められるとき。 エ ウの場合にあって、局発注工事等に関するとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 認定をした日から 4か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内</p>
<p>(談合) (3) 次のいずれかに該当することとなったとき。 ア 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ アの場合にあって、局発注工事等に関するとき。 ウ イの場合にあって、談合情報対応マニュアルに基づいて談合の事実はないとの誓約書を提出している工事等に関するとき。 エ 入札において、不正な利益を得るために談合したと認められるとき。 オ エの場合にあって、局発注工事等に関するとき。 カ オの場合にあって、談合情報対応マニュアルに基づいて談合の事実はないとの誓約書を提出している工事に関する</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 12か月以上36か月以内 認定をした日から 6か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 12か月以上36か月以内</p>

<p>き。</p> <p>(契約妨害)</p> <p>(4) 局の発注する工事等の契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p> <p>(監督・検査妨害)</p> <p>(5) 局発注工事等の監督又は検査の実施に当たり、その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p> <p>(入札不参加)</p> <p>(6) 局の発注する工事等の契約に係る競争入札において、入札辞退届を提出せず、かつ、正当な理由がなくて入札に参加しなかったとき。</p> <p>(虚偽記載)</p> <p>(7) 局の発注する工事等の契約に係る競争入札の手続において、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>ア 局発注工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>イ 局発注工事等以外の工事等(以下「一般工事等」という。)の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>(9) 他の号に掲げる場合のほか、局発注工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(公衆損害及び工事関係者事故)</p> <p>(10) 安全管理の措置が不適切であったため、次のいずれかに該</p>	<p>認定をした日から 12か月以内</p> <p>認定をした日から 6か月以上12か月以内</p> <p>認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>認定した日から 2か月以上6か月以内</p> <p>認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>認定をした日から 1か月以上4か月以内</p> <p>認定をした日から</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>当することとなったとき。</p> <p>ア 局発注工事等の施行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>イ 一般工事等の施行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたが場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>ウ 局発注工事等の施行に当たり、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>エ 一般工事等の施行に当たり、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上4か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>ア 次に掲げる者が、当局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア) 代表役員等</p> <p>イ) 一般役員等</p> <p>ウ) 使用人</p> <p>イ 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア) 代表役員等</p> <p>イ) 一般役員等</p> <p>ウ) 使用人</p> <p>ウ 次に掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア) 代表役員等</p> <p>イ) 一般役員等</p> <p>ウ) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8か月以上36か月以内</p> <p>6か月以上27か月以内</p> <p>4か月以上18か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>
<p>(契約締結拒否)</p> <p>(12) 局の発注する工事等の契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>6か月以上9か月以内</p>

<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>ア 代表役員等若しくは一般役員等が、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団若しくは暴力団関係者に対し又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、又はエに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>カ 代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務に関し暴力行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>10か月以上30か月以内</p> <p>8か月以上24か月以内</p> <p>8か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>1か月以上18か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>ア 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ アの場合にあって、局発注工事等に関するとき。</p> <p>ウ イの場合にあって、談合情報対応マニュアルに基づいて独</p>	<p>認定をした日から</p> <p>4か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p>

<p>占禁止法違反の事実はないとの誓約書を提出している工事等に関するとき。</p> <p>エ 業務に関して独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p> <p>オ 工の場合にあって、局発注工事等に関するとき。</p> <p>カ オの場合にあって、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出している工事等に関するとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p>
<p>(業務に関する法令違反)</p> <p>(15) 業務に関し法令に違反し、代表役員等、一般役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(指示又は営業停止)</p> <p>(16) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項若しくは第2項の規定による指示又は同条第3項の規定による営業停止の処分を受けたとき。</p>	<p>指示又は処分の事実を知った日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(17) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>(18) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(代理人等の禁止)</p> <p>(19) この要綱に基づく指名停止の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p>

<p>(営業不振) (20) 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から別に通知する日まで</p>
-------------------------------------------------------------------------	--------------------------